

日本学術会議公開シンポジウム(2010年3月5日)  
「学校教育の質をどのように評価するか:学校の機能と評価」

# アメリカにおける学校評価

大桃敏行(東京大学)

# 本報告の構成

- アクレディテーションの伝統
- スタンドアードに基づく改革運動
- 「どの子ども置き去りにしない(NCLB)法」(2002年)とマサチューセツツ州におけるスタンダード・アセスメント政策の展開
- ボストン・パイロット・スクールの挑戦  
標準テストの制約と「真正な評価」
- 学校教育の質の保証と評価  
二項対立的理解と新たな糸口の探求

# アクレディテーションの伝統

- 米国連邦制＋大学の自治→高等教育のアクレディテーションの成立
- 中等教育学校の教育の質の確保の必要性  
→ 認証機関による中等教育学校の評価→より広く教育機関のアクレディテーションへ
- 6つの地区認証機関（ニューイングランド、中部、北中部、南部、北西部、西部）

# ニューイングランド学校・大学協会

(New England Association of Schools and Colleges)

- 1885年設立
- ニューイングランド6州の2000以上の教育機関のアクレディテーション。Pre-Kから大学まで(6部門)。
- 公立初等学校・ミドルスクール部門

自己評価、訪問調査、フォローアップ・モニタリング。

テスト・スコア:「学校を判断する即時的な機会」

アクレディテーション:「子ども達にとって学校がよりよくなるために必要なものを判断することを可能に」

(NEASC, HP)

# スタンダードに基づく改革運動

- 『危機に立つ国家』(1983年)  
教育荒廃・低学力→アカウンタビリティ
- スタンダードに基づく改革  
「2000年の目標:アメリカ教育法」(1994年)→「アメリカ学校改善法」(1994年) 基準の設定と評価
- 規制改革の動向  
参入規制の緩和、実施機関への権限移譲、供給主体間への競争原理の導入、消費者(顧客)の選択の自由と発言権、成果の重視、評価と基準設定

# 国家業績レビュー(NPR)報告書(1993年)

## *Creating a Government that Works Better and Costs Less*

Chapter 1 Cutting Red Tape

Chapter 2 Putting Customers First

Chapter 3 Empowering Employees To Get  
Results

Chapter 4 Cutting Back To Basics

# Chapter 2 Putting Customers First (顧客を第一に)

- Giving Customers a Voice—And a Choice
- Making Service Organizations Compete
- Creating Market Dynamics
- Using Market Mechanisms to Solve Problems

# Chapter 3 Empowering Employees To Get Results (結果を出すための権限移譲)

- Decentralizing Decisionmaking Power
- Holding All Federal Employees Accountable for Results
- Giving Federal Workers the Tools They Need to Do Their Jobs
- Enhancing the Quality of Work Life
- Forming a Labor-Management Partnership
- Exert Leadership



Public Law 107–110  
107th Congress

An Act

To close the achievement gap with accountability, flexibility, and choice, so that  
no child is left behind.

Jan. 8, 2002  
[H.R. 1]

*Be it enacted by the Senate and House of Representatives of  
the United States of America in Congress assembled,*

**SECTION 1. SHORT TITLE.**

This title may be cited as the “No Child Left Behind Act  
of 2001”.

**SEC. 2. TABLE OF CONTENTS.**

The table of contents for this Act is as follows:

- Sec. 1. Short title.
- Sec. 2. Table of contents.
- Sec. 3. References.
- Sec. 4. Transition.
- Sec. 5. Effective date.
- Sec. 6. Table of contents of Elementary and Secondary Education Act of 1965.

**TITLE I—IMPROVING THE ACADEMIC ACHIEVEMENT OF THE  
DISADVANTAGED**

- Sec. 101. Improving the academic achievement of the disadvantaged.

No Child Left  
Behind Act of  
2001.  
Education.  
Inter-  
governmental  
relations.  
20 USC 6301  
note.

- An Act

To close the achievement gap with accountability, flexibility, and choice, so that no child is left behind.

(アカウンタビリティ、フレキシビリティ、  
選択)

# 「どの子ども置き去りにしない(NCLB)法」

- すべての子どもが2013-14年度までに一定水準まで到達。
- 州のスタンダードの設定とテストの実施
- 適正年次進捗 (adequate yearly progress) の設定とその達成
- 改善措置  
学校選択、教職員の入れ替え、チャータースクールへの転換など
- 教員の質の確保 (High Qualified Teachers)

# スタンダードと成果

“These changes represent a fundamental reversal of existing school policy, shifting the focus from ensuring that all schools educate students in the same way —five major subjects, 12 years of schooling, and 180-day school years— to requiring that all children achieve the same outcomes from their education.” (Levine, 2005)

# マサチューセッツ州教育改革

1993年 マサチューセッツ州教育改革法

スタンダードの設定、統一テストの実施、チャーター  
スクールの開校、校長・教育長への権限付与、学  
校協議会の創設

1993年 チャータースクール法

コモンウェルス・チャータースクール:50校に制限  
→1997年ホレスマン・チャータースクール開校

1998年 マサチューセッツ州総合アセスメント・システ  
ム(MCAS)実施

(北野 2003, 黒田 2010)

# 学校協議会

- 趣旨

学校に基礎を置く経営(SBM)

- 構成

校長、保護者、教員、コミュニティ・メンバー、  
生徒(中等学校:9-12学年)

- 次の4領域で校長を支援

教育目標の採択、児童生徒の教育ニーズの把握  
学校予算のレビュー、学校改善計画の策定(→学区教育委員会による評価と承認)

# Adequate Yearly Progress (AYP)

- NCLB:すべての子どもが2013-14年度までに英語と数学で一定の水準まで到達
- 毎年度、目標達成に向けた改善がMCAS テストの結果で測定
- 全生徒の成績とサブグループの成績

students with disabilities, students with limited English proficiency, economically disadvantaged students, African American /Black, Hispanic, Asian, White, and Native American students

- 改善措置

# ボストン学区スクール・レポート・カード

- 学校の概要

概況、パートナー、受賞事項、児童生徒の構成・出席率・進級率・転校率・退学率、教員の構成・「高い資格を有する」教員の比率、マサチューセッツ州免許を有する教員の比率など

- NCLB法下のAYPの状況

- 学校の特色や生徒の成績改善に向けた取り組み状況



# NCLB法の負の結果

- テストで出題されない教科の軽視
- 授業がテスト準備に焦点化
- 標準テストが基礎的な知識・技能を問う傾向にあることも手伝って、学校での学習経験の幅が狭まる
- AYPの達成が至上命題となるなか、低学力の子どもが学校から排除

(石井 2010)

# 平等・多様性 集権・分権

- 平等・多様性

同じプロセス→同じ成果（成果のギャップを埋める）→人種・所得・ディスアビリティ等への配慮と、同じ成果に向けた追い込み（統合）

- 集権・分権

参入規制の緩和・分権化とアカウントビリティ  
→同じ成果に向けた競争の自由→その枠内に自治・自律性を落とし込む

# ボストン・パイロット・スクールの挑戦

- ・1995年スタート

市長、教育委員会、教育長、教員組合の協同による創設。当初：6校→2009-2010年度：21校。

- ・高い自律性

職員の雇用、予算、カリキュラムとアセスメント、ガバナンス、スケジュール。

- ・高いアカウンタビリティ

通常の評価＋5年ごとの評価（School Quality Review）→更新。

（黒田 2009, BPS 2010, CCE 2007a）

# パイロット・スクールの特徴

- 小規模
  - 教員あたり児童生徒数が少ない
  - 評価
    - 標準テストの結果＋「真正な評価 (authentic performance assessments)」: パフォーマンス評価  
学習発表、ポートフォリオ
  - 意思決定とリーダーシップの共有
  - 教員の協働とCenter for Collaborative Education (NPO) の支援 (スクールリーダーの養成)
- (CCE 2007a, CCE 2007b)

# 学校理事会 (governing board)

- 学校協議会に代わって設置
- 構成  
教職員、校長、コミュニティ代表、保護者、生徒（ハイスクール、幾つかのミドルスクール）
- 権限  
学校のミッションの設定、校長の選考・管理・評価（学区教育長が最終承認権）、予算と教員の雇用協約の承認（CCE 2007a）

# 校長評価

- 学校理事会（その評価委員会）が訪問調査  
学校のビジョン、教育上のリーダーシップ、教員の  
職能成長、家庭・コミュニティとのパートナーシップ  
学校の組織・運営
- 評価結果の教育長への報告
- 理事会：校長の評価→学校改善への責任、  
学校の成功に向けたアカウンタビリティ

(CCE 2007a, CCE 2010)

# 学校の質の評価 (School Quality Review)

- 外部査読委員による3日間の訪問調査
  - ビジョン
  - リーダーシップ、ガバナンス、予算
  - 教育と学習
  - 職能成長と支援
  - 家庭や地域の参加

(BPS BPSN CCE 2006)

# マサチューセッツ州学校再設計計画

- 2006年：州教育委員会  
目標を達成できない学校 (underperforming schools) に、コモンウェルス・パイロット・スクールへの転換の選択肢を提供
- コモンウェルス・パイロット・スクール  
連邦・州法の規制→学区規制からの解放  
学校理事会：管理職、教員、保護者、コミュニティ・メンバー、生徒 (高校) → 人事・予算・評価に広範な権限。モデル：ボストン・パイロット・スクール

(MDESE 2010)



# 規制緩和とアセスメントの興味深い展開

- 規制緩和
  - 参入規制の緩和→プロバイダーの多様化と競争
  - その一つとしてパイロット・スクール
- スタンダード・アセスメントによる質保証
  - 事前規制から事後規制へ、事後規制の手法としての評価の導入、評価のための基準設定
- パイロット・スクールへの転換
  - 標準テストの「要改善校」→標準テストの規制を受けながら、それとは異なる手法の改革へ

# 平等、質保証と多様な文脈への配慮

- NCLB

すべての子どもが一定の水準まで

連邦→州の基準設定と統一テスト

支援と制裁のアカウントビリティ・システム

- パイロット・スクール

「真正な評価」、保護者・住民の参加による学校運営

校長評価、学校の質の評価

- 「基準点」の教育（結果であるとともに出発点）の保証と多様な文脈への配慮。連邦・州の役割と、学校を基点とした保護者・住民・教師の連携。

## 参考文献

- Boston Public Schools, “Pilot Schools” [<http://www.bostonpublicschools.org/node/20>][2010.2.9]
- Boston Public Schools, Boston Pilot Schools Network, Center for Collaborative Education (BPS BPSN CCE), 2006, *Boston Pilot Schools Manual: Policies and Responsibilities*.
- Center for Collaborative Education, 2007a, *The Essential Guide to Pilot Schools: Leadership and Governance*.
- Center for Collaborative Education, 2007b, *Strong Results, High Demand: A Four-Year Study of Boston’s Pilot High Schools*.
- Center for Collaborative Education, “Boston Pilot Schools Network, Network Resources” [<http://www.ccebos.org/pilotschools/resources/index.html>][2010.2.9]

- The Education Schools Project (Arthur Levine) , 2005, *Educating School Leaders*.
- Gore, Al, 1993, *Creating a Government that Works Better and Costs Less, The Report of the National Performance Review*, Plume.
- Jennings, Jack, 2003. “From the White House to the Schoolhouse: Greater Demands and New Roles,” W. L. Boyd and D. Miretzky, eds., *American Educational Governance on Trial: Change and Challenges*, The University of Chicago Press.
- Massachusetts Department of Elementary and Secondary Education, “School Redesign” [<http://www.doe.mass.edu/redesign/copilot/>][2010.2.14]
- 石井英真、2009、「「スタンダードに基づく教育改革」の再定義に向けて—NCLB法制定後のアカウントビリティ強化の観点から—」北野秋男編著『現代アメリカの教育アセスメント行政の展開』東信堂。

- ・ 北野秋男、2003、「マサチューセッツ州におけるテスト政策と教育アセスメント行政の実態—「マサチューセッツ州総合評価システム」の成立と影響—」日本教育学会『教育学研究』70-4.
- ・ 吉良直、2009、「どの子も置き去りにしない(NCLB)法に関する研究—米国連邦教育法の制定背景と特殊性に着目して—」日本教育大学院大学『教育総合研究』第2号。
- ・ 黒田友紀、2010、「アカウントビリティに基づく公立学校改革の検討—マサチューセッツ州のチャータースクールに着目して—」藤田英典・大桃敏行編著『学校改革』日本図書センター。
- ・ 黒田友紀、2009、「ボストン学区におけるパイロット・スクール改革の検討—「真正の評価」に焦点をあてて—」北野編著、前掲。
- ・ 土屋恵司、2006、「2001年初等中等教育改正法(NCLB法)の施行状況と問題点」国立国会図書館調査及び立法考査局『外国の立法』No.227.
- ・ 中留武昭、1994、『アメリカの学校評価に関する理論的・実証的研究』第一法規。
- ・ 湯藤定宗・滝沢潤、2004、「アメリカの学校評価」窪田眞二・木岡一明編著『学校評価のしくみをどう創るか—先進5カ国に学ぶ自律性の育て方—』学陽書房。